

家族介護用品 購入補助券を交付

施設入所中以外の、要介護1以上の方を在宅で介護している家族の方などを対象に、介護に必要な消耗品を購入できる補助券を交付しています。

▼対象Ⅱ田原市に住所があり、要介護1以上の方を在宅で介護している方など（ただし、要介護1・2の場合は、次のいずれの要件も満たす方）
①医師の診断により失禁が認められる方
②申請時、市町村民税非課税世帯の方
▼交付日時Ⅱ月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
▼交付場所Ⅱ【田原地域の方】高齡福祉課（市役所北庁舎1階）【赤羽根地域の方】赤羽根市民センター
【渥美地域の方】渥美支所市民生活課
▼手続きに必要なものⅡ有効期限内の介護保険証、印鑑（認印で可）
／要介護者と介護者が別世帯のときはそれぞれの印鑑が必要）

平成25年度からの変更点

- ・交付回数の変更
年2回から年1回の交付に変更
- ・支給金額の見直し
介護度と市民税の課税状況により2万円～7万円（10月以降申請の

場合は半額）

▼高齡福祉課

☎ 23局 4654 FAX 23局 3545

権限移譲に伴い 届出先が変わりました

◆専用水道などの届出

4月1日から、水

道法による専用水道及び簡易専用水道に関する届出先

が、愛知県豊川保健所から田原市役所に変更しました。

新たに専用水道などを設置する場合や、現在の施設を変更・廃止する場合は田原市役所へ届出してください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼環境衛生課

☎ 23局 3541 FAX 23局 0180



畜産事業を営む方は

「悪臭関係工場等の届出」を

県の条例で対象となる畜産事業者は、悪臭関係工場等の届出を毎年行うことになっています。4月30日（火）までに必ず届け出てください。なお、対象事業所には通知と届出書を郵送しましたが、まだ届いていない場合はご連絡ください。

▼対象Ⅱ次のいずれかに該当する事業所①豚房の総面積が50㎡以上②牛房の総面積が200㎡以上③鶏を3000羽以上飼育④うずらを2万羽以上飼育

▼環境衛生課

☎ 23局 3541 FAX 23局 0180

井戸水を飲用に使っている ご家庭へ

井戸水を飲用している場合は、使う人が自分自身で、井戸などの施設や水質の管理を行うことが必要です。

井戸水を飲用に使う場合は、次のこと気をつけましょう。

- ・井戸などの施設とその周辺の点検、清掃を行って、清潔に保ちましょう。
- ・井戸水の色、濁り、臭い、味に異常がないか確認しましょう。
- ・塩素消毒や煮沸をしましょう。
- ・年1回以上、水質検査を受けましょう。

今は水質が良い井戸なども、今後汚染されるおそれがあります。飲み水には、安全な水道水を利用することをお勧めします。

▼環境衛生課
☎ 23局 3541 FAX 23局 0180

堆肥散布による悪臭などの 発生防止にご協力を

平成24年は堆肥による悪臭苦情が約90件寄せられました。

堆肥を散布したとき、近隣の住宅や観光施設などから、悪臭やハエなどに関する苦情を招くことがあります。

堆肥を使用する際には次の点に注意し、生活環境の保全と水質汚濁などの防止にご協力ください。

◆完熟堆肥の使用

十分発酵させ悪臭を伴わない完熟堆肥を使用しましょう。

◆散布後、直ちに鋤き込む

散布後、雨天により鋤き込みできないことのないよう、天候に注意しましょう。

◆生活環境に配慮を

特に住居や観光施設に近い農地に散布する場合は、生活環境に十分配慮し、悪臭はもちろんのこと、粉じん、ハエなどの害虫や汚水が発生しないようにしましょう。

◆過剰な堆肥散布をしない

地下水汚染の原因にもなる過剰な堆肥散布はやめましょう。

▼農政課 ☎ 23局 3517

▼環境衛生課 ☎ 23局 3541